

令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、**令和8年4月1日**付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数

職名	採用予定人数
在宅療養連携支援相談員	3人程度

2 受験資格

(1)資格等

以下の資格を所持し、西東京市において医療と保健福祉の現場に精通し、困難事例相談対応の経験があり、かつ実務経験を5年以上有する者

- ア 看護師等の医療に関する国家資格を有する者
- イ 介護支援専門員の資格を有する者
- ウ 社会福祉士の資格を有する者

(2)欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条

- ア 禁錮(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第 68 号)施行以降は「拘禁刑」)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1)勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
<ul style="list-style-type: none">・月曜日から金曜日までの週5日・9時から17時までの時間 <p>※休憩時間は、12時から13時まで</p> <p>※17時以降に会議等がある場合、時間外勤務の可能性有</p>	<ul style="list-style-type: none">・田無庁舎第二庁舎 (西東京市南町五丁目6番13号)・その他任命権者が定める場所

(2)職務内容

ア 在宅療養者のための医療と介護の連携推進に関すること

(ア)在宅療養生活において、入退院等も含めあらゆる相談を受け付け、在宅医療サービス、後方支援病床等の在宅療養に関する資源、制度の紹介及び利用支援等について、在宅療養に関わる関係機関と連携し、課題解決を行う。また、必要に応じて訪問による相談対応を行う。

(イ)MCS等の情報共有ツールを活用した、各関係機関との連携の促進を行う。

イ 医療・介護資源情報の収集・分析・発信

(ア)関係機関から、さまざまな医療・介護に関する地域の状況や相談に関する情報を収集する。

(イ)連携支援・相談調整を行う中で、医療・介護連携に関する情報不足や課題を分析する。

(ウ)情報収集した医療・介護に関する課題を分析し、改善策として取りまとめた後に関係機関へ周知するとともに、在宅療養について理解が得られるよう市民へ普及啓発を行う。

ウ 地域包括ケアシステムの推進と多職種連携に関すること

市が開催する地域包括ケアシステム推進協議会やその他多職種との連携にかかる各部会等において、市職員と協力し、在宅療養にかかる関係機関との連携を効果的に果たせるよう、会議の運営や議事を行う。

エ 24時間診療体制の構築・整備

(ア)通院患者が外来通院不能な状況となり、在宅医療として治療を続けなければならない場合に、在宅医療でのかかりつけ医と訪問看護師ほか必要に応じて他の職種と連絡調整を行い、患者を中心とした地域医療の連携が継続できるよう取り組む。

(イ)超高齢化の進展を見据えた在宅医療の需要増加を踏まえ、地域における24時間診療体制の現状と問題点や、活用できそうな医療・福祉資源等を分析し、地域の体制づくりや仕組みを構築する。

オ 在宅療養連携支援センターの責任者として、在宅療養連携支援相談員への適切な助言等による後方支援とセンターの管理運営業務

カ その他所属長が必要と認める事務に関すること

(3)報酬等

ア 報酬額

月額 380,000 円

イ 期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当相当の報酬を支給します。

(4)社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(5)休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1)書類試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア 選定方法

在宅療養支援や困難事例対応に関する経験、地域連携に向けた意欲・適正を総合的に勘案し、面接試験対象者の選定を厳正に行う。

イ 選考結果

応募締切後4日以内に合否の通知

(2)面接試験(選考)

(1)の書類選考の結果、合格と認められた者に対し、次のとおり行います

ア 日時 令和8年3月15日(日)

集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ 場所 西東京市役所 田無庁舎 5階 502 会議室

(2)採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和8年3月中旬頃までに合否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1)採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、
令和9年3月 31 日までとなります。

(2)採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市(高齢者支援課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合へ加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1)申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和8年3月2日(月)から3月9日(月)まで

※午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎1階 高齢者支援課 地域支援係

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和8年3月2日(月)から3月9日(月)まで ※午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎1階 高齢者支援課 地域支援係
郵送	令和8年3月9日(月)まで(消印有効) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 西東京市健康福祉部高齢者支援課地域支援係 宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 申込書・履歴書	・当市指定用紙を使用してください。 ・申込書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面像、4cm×3cm型の写真をのりづけてください
②	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 受験票	当市指定用紙を使用してください。
③	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
③	資格の証明書(写し) 看護師等、社会福祉士、介護支援専門員	提出がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり38時間45分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問合わせ先

西東京市健康福祉部高齢者支援課地域支援係 担当 長友、羽石、川中

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号(田無庁舎)

電話 042-420-2811(直通) 042-464-1311(内線12337)